

## 国立きぬ川学院 非常勤職員の募集について

- 採用職種 福祉職  
※非常勤職員として採用します。
- 採用人数 若干名
- 応募資格 次の①又は②に加えて、③を満たすこと。  
① 学校教育法による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科の課程を修めて卒業した者であること  
② 児童自立支援専門員又は児童生活支援員の資格<sup>(※)</sup>を有していること（保育士、社会福祉士等）  
③ 国家公務員法に基づく国家公務員となる資格を有していること
- (※)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63）第 82 条又は第 83 条各号に定める資格
- 勤務場所 国立きぬ川学院教務課及び医務課（栃木県さくら市押上 2 8 8）
- 職務内容 国立きぬ川学院で行う児童の生活指導及び自立支援業務の補助（学科指導、作業指導、寮舎での日常生活支援、学院行事の運営等）
- 勤務日 原則として、週 5 日（週休二日制、土日祝日休み）  
**※応相談**  
※月 1～2 回程度、土日祝日の出勤を命ずる場合があります。その場合は、代休を取得することが可能です。
- 勤務時間 原則として、8 時 30 分～17 時 15 分  
**※応相談**  
※上記の他、当直勤務があります。
- 任用予定期間 令和 7 年 3 月 31 日まで ※任用開始時期は応相談
- 給与等 日給 9, 170 円～11, 310 円（学歴・職歴等を考慮の上決定）  
※日給額については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に定める俸給額に準じて算定した額を例示しています。  
1 日の勤務時間が 7 時間 45 分に満たない場合は、勤務時間に応じて変更します。  
※その他、通勤手当・期末手当・勤勉手当・超過勤務手当等の各手当に相当する給与については、勤務の状況等に応じ、同法及び人事院規則の規定に準じて算出した額を支給します。  
※任期中に同法及び同規則が改正され俸給表・手当額の改定が行われる場合については、日給額及び手当に相当する額についても変更する場合があります。

○必要書類 履歴書（写真添付）

○応募方法 「非常勤福祉職員選考書類在中」と朱書きした封筒を、下記書類送付先まで送付または持参ください。

書類選考の上、面接選考を行うこととなった方のみ、面接日時等を連絡いたします。

※応募書類につきましては、返却いたしませんので、予めご了承ください。（当方で責任をもって廃棄いたします。）

○書類送付先 国立きぬ川学院 庶務課 保積  
・連絡先 〒329-1334 栃木県さくら市押上288  
TEL. 028-682-2448